

# 建築物の解体・リフォーム工事の前に 『残置物（不用家具・家電等）』の 適正処理をお願いします。

建築物の解体・リフォーム工事の際に残された残置物（不用家具・家電等）は、解体・リフォーム工事の前に残置物の所有者である、建築物の所有者や占有者が廃棄物処理法に則って処理する必要があります。

## 1. 家庭の残置物の処理方法

- 家庭の残置物は「一般廃棄物」となります。次の方法で処理をお願いします。
  - ・品目ごとに分別し指定袋に入れ収集日に収集場所に出す。  
（大型ごみはエコプラント魚沼に収集日前日までに電話予約）
  - ・エコプラント魚沼に直接持ち込む。
  - ・一般廃棄物処理業の許可業者に処理を依頼する。
- 解体業者、不要品回収業者など、一般廃棄物処理業の許可を得ていない業者が廃棄物の処理をすることは法律で禁じられています。
  - ※「産業廃棄物処理業の許可」「解体工事業の許可」「古物商の許可」では、一般廃棄物の処理はできません。
  - ※罰則：一般廃棄物処理業の許可を得ていない業者に対し、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその併科

## 2. 事業所の残置物の処理方法

- 事業所の残置物は、種類や性状によって、「一般廃棄物」または「産業廃棄物」となります。それぞれ次の方法で処理をお願いします。
  - ・一般廃棄物：事業所がエコプラント魚沼に直接持ち込むまたは一般廃棄物処理業の許可業者へ処理を依頼する。
  - ・産業廃棄物：産業廃棄物処理業の許可業者へ処理を依頼する。
- 建築物の所有者などが許可業者以外の業者に廃棄物の処理を委託することは法律で禁じられています。
  - ※罰則：建築物の所有者などに対し、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科

### 3. 家電の処理方法

#### ● 家電4品目の処理方法

家電4品目とは、エアコン・クーラー、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機のことです。

家電4品目はエコプラント魚沼では引取りできません。

家電リサイクル法に則って次の方法で処理をお願いします。

##### 【家庭・事業所共通】

- ・新しく買い替える小売店または以前購入した小売店へ引取りを依頼する。
- ・家電リサイクル券を貼付して「指定引取場所」へ直接持ち込む。

##### 【家庭】

- ・一般廃棄物処理業の許可業者へ処理を依頼する。

##### 【事業所】

- ・家電リサイクル券を貼付して産業廃棄物の許可業者に「指定引取場所」までの収集運搬を依頼する。

#### ● パソコンの処理方法

パソコンはエコプラント魚沼では引取りできません。

小型家電リサイクル法に則って次の方法で処理をお願いします。

##### 【家庭・事業所共通】

- ・購入したパソコンのメーカーに引取りを依頼する。
- ・倒産や事業撤退したメーカーのパソコン、自作パソコンなど引取りするメーカーがない場合は下記ウェブサイトをご覧ください。

※一般社団法人パソコン3R推進協会ウェブサイト <http://www.pc3r.jp/>

### 4. し尿・浄化槽汚泥の処理方法

#### ● し尿・浄化槽汚泥の処理は、下記の業者へ直接電話で依頼をお願いします。処理を依頼する場合は、希望日の2週間ほど前までに余裕をもって依頼をするようお願いします。

##### 【申込先】

- ・業者名： 株式会社魚沼市環境事業公社
- ・住所： 魚沼市七日市354番地4
- ・電話： 025-793-3131
- ・申込時間：8時～17時（土日祝日、12/29～1/3を除く）

### お問合せ先

魚沼市環境課廃棄物対策室（エコプラント魚沼）

〒946-0057 魚沼市中島707番地1

TEL：025-792-3055（025-792-9900）FAX：025-792-4220

E-Mail：haikibutsu@city.uonuma.lg.jp